

東京都下水道局 下水道事務所一覧

◎東京都下水道局水洗便所助成のお申し込み、お問合せはこちらへどうぞ！

担当地区	名称	電話番号	所在地
千代田区、中央区、渋谷区 港区（台場を除く。）	中部下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	(3270)8322	千代田区大手町 2-6-2 （日本ビル内）
文京区、台東区、豊島区、荒川区	北部下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	(5820)4347	台東区蔵前 2-1-8
港区（台場に限る。）、墨田区、江東区、 品川区（東八潮に限る。）、 大田区（令和島に限る。）	東部第一下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	(3645)9647	江東区東陽 7-1-14
足立区、葛飾区、江戸川区	東部第二下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	(5680)1354	葛飾区小菅 1-2-1 （小菅水再生センター内）
新宿区、中野区、杉並区	西部第一下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	(5343)6207	中野区新井 3-37-4 （中野水再生センター内）
北区、板橋区、練馬区	西部第二下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	(3969)3343	北区浮間 4-27-1 （浮間水再生センター内）
品川区（東八潮を除く。）、目黒区、 大田区（令和島を除く。）、世田谷区	南部下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	(5734)5043	大田区雪谷大塚町 13-26

『排水なんでも相談所』をご利用ください

このマークのあるお店では、宅地内の排水設備に関する相談を受けたり、下水道局が作成しているパンフレットなどをお渡ししております。

排水管の詰まり、臭い、水もれなど、困った時にはお気軽にご相談下さい。
（点検・調査・修理については費用がかかる場合があります。）

『排水なんでも相談所』は、下水道局ホームページにて紹介しています。
また、上記の下水道事務所でも相談や質問などを受け付けております。

下水道局の協力店です！



悪質業者にご注意！

下水道局では、宅地内の排水設備（排水管・ます等）に関して、修理、点検、清掃等を業者に依頼することはありません。少しでも不審に思ったら、上記の下水道事務所へお問い合わせ下さい。**迷ったら、勇気をもって断りましょう！**

URL <http://www.gesui.metro.tokyo.jp>

令和2年度
規格表第4類
登録第14号



石油系溶剤を
含まないインキを
使用しています。

清潔で快適な生活を

水洗トイレに改造しましょう



東京都下水道局



3年以内に水洗トイレにしましょう

公共下水道が使えるようになってから（＝下水道の告示後）3年以内に、くみ取便所を水洗便所に改造することが建物の所有者に義務づけられています。（下水道法第11条の3）



助成金が交付されます

助成金制度には都が行っているものと、各区が独自に行っているものがあります。条件が合えば、両方の制度を活用することができます。

改造工事は都指定の事業者へ

23区内の排水設備の新設、増設または改築などの工事は、東京都下水道局長が指定した東京都指定排水設備工事事業者でなければ施行できません。（東京都下水道条例第7条）

宅地内の工事が正しく行われないと「におい」や「破損」などのトラブルの原因となり、さらには下水道施設にも悪影響を及ぼすおそれがあります。指定の有無を必ずお確かめください。

（東京都下水道局の事務所やホームページで、指定事業者を探ることができます。）

東京都下水道局 指定事業者 検索



工事に要する時間は…？

くみ取便所の改造工事には通常2日ほど要します。そのうちトイレの使えない時間は5～6時間程度です。（工事を行う指定事業者にご確認下さい。）



都が行っている助成金制度

東京都下水道局では、くみ取便所を水洗トイレに改造する場合、一定の条件で工事費用を助成しています。

令和2年4月1日現在

助成金が受けられる方	助成額	備考
生活保護を受けている方	最大 380,000円	工事を始める前に、 下水道局の各下水道事務所に申請してください。 ※浄化槽をご利用の方は対象となりません。 ※家屋を新築して水洗化する場合は対象となりません。
中国残留邦人等で支援給付を受けている方		
世帯構成員全員の住民税が非課税の方 <small>※収入額により対象とならない場合があります。</small>		
	<small>※工事の規模により助成額が変わります。</small>	

申請に必要な書類（*印の書類は下水道局の各下水道事務所の窓口で配付しています）

生活保護を受けている方	① 水洗便所助成金申請書（*） ② 被保護証明書
中国残留邦人等で支援給付を受けている方	① 水洗便所助成金申請書（*） ② 支援給付を受けていることが証明できる書類
世帯構成員全員の住民税が非課税の方 <small>※収入額により対象とならない場合があります。</small>	① 水洗便所助成金申請書（*） ② 世帯全員の住民税課税証明書 ③ 世帯全員の住民票または住民票記載事項証明書

☆詳しくは、下水道局の各下水道事務所にお問い合わせ下さい。水洗化についてのご相談もお受けしております。